**大阪市コンプライアンス白書**

**～信頼される市政に向けて～**

**《令和２年度版》**

**Ⅰ　本編**



**大　阪　市**

**目　　次**

**Ⅰ　本編**

**１　はじめに　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 １**

**２　コンプライアンスを確保するための取組の実施状況と振り返り**

 **(1)　公益通報制度の運用 ２**

**ア　条例に基づく公益通報制度**

**イ　委員会による勧告及び意見書の提出**

**ウ　警察官経験者の配置**

 **(2)　不当要求行為への対応 10**

**ア　条例に基づく不当要求行為への対応**

**イ　大阪府警と連携した取組**

**(3)　職員のコンプライアンス意識の向上のための取組 12**

**ア　コンプライアンス研修の実施**

**イ　コンプライアンス推進強化月間の取組**

**ウ　職員等への情報発信・周知**

**(4)　コンプライアンスに関するアンケートの実施　　　　　　　　　　　　　　14**

**３　令和３年度の取組内容　 　　　　　　　　　　　　　18**

**Ⅱ　資料編（別冊）**

**資料１　公益通報制度の運用状況**

**資料２　 行政対象暴力対応研修　実施状況**

**資料３　行政対象暴力対策連絡協議会の体制**

**資料４　行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会・契約部会・生活保護部会**

**開催状況**

**資料５　公の施設一覧表**

**資料６　コンプライアンス事業　体系イメージ図**

**資料７　職員に対するコンプライアンスアンケートの結果**

大阪市におけるコンプライアンスの取組については、大阪市ホームページ「コンプライアンス・内部統制」をご覧ください。

<http://www.city.osaka.lg.jp/somu/category/3056-3-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(大阪市トップページ＞市政＞組織＞コンプライアンス・内部統制)

**Ⅰ　本編**

**１　はじめに**

大阪市では、平成18年４月に「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（以下「条例」といいます。）を施行し、コンプライアンスの確保と職員のコンプライアンス意識の向上のため、公益通報制度、不当要求行為対応、コンプライアンス研修など、様々な取組を実施してきました。

このようなコンプライアンスの確保に関する各種の取組について市民に広く知っていただくため、年次報告書として「大阪市コンプライアンス白書（令和２年度版）」を作成しました。本書では、各取組の現状や１年間の実績を振り返り、評価や課題を整理した上で、今後の具体的な取組について記載しています。

日々の市政運営は、市民の皆様からの信頼のもとに成り立っており、その土台となるものが職員のコンプライアンス意識です。

大阪市では、「コンプライアンス」の意味を「法令等をしっかり守ることを基本とし、全体の奉仕者として、法令の奥にある市民の要請を理解し、これに応えていくこと」としています。市民から信頼され、その期待に応えるため、職員一人ひとりが高いコンプライアンス意識を持ち、自らが主体的かつ積極的に業務に取り組む必要があると考えています。

そのために、大阪市では、「コンプライアンス違反を絶対に許さない」という姿勢で、コンプライアンスの確保のための組織的な仕組みづくりや職員のコンプライアンス意識の向上と定着について、評価と見直しを繰り返し、効率的かつ実効性のあるものとなるよう真摯に取り組んでまいります。

**２　コンプライアンスを確保するための取組の実施状況と振り返り**

1. **公益通報制度の運用（資料１参照）**

**ア　条例に基づく公益通報制度**

大阪市では、条例に基づき、大阪市職員や委託先事業者の役職員の職務の執行に関する違法又は不適正な行為について、大阪市職員に限らずどなたからも通報を受け付けています。

また、通報案件は全て、外部委員で構成される大阪市公正職務審査委員会（以下「委員会」といいます。）において調査の要否が判断され、調査実施案件については、調査結果に基づいて是正措置や再発防止措置をとっています。

なお、調査の要否にかかわらず、通報者の保護を徹底しています。

**《令和２年度の状況》**

**(ⅰ) 公益通報の受付状況**

1. 受付件数

令和２年度の通報は1,048件であり、平成31年度の561件との比較では487件、令和元年度の585件との比較では463件増加しましたが、令和２年度については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく飲食店への要請に関する通報等が含まれていることにより、大幅に増加したことによるものです。

ただし、近年、同種内容を繰り返し通報する案件（異なる受付窓口に寄せられた同一内容の通報や、既に処理済みの案件について繰り返し寄せられた同種の内容の通報など。以下「同種案件」といいます。）が増加しており、令和２年度は、これら同種案件を１件と計上した場合、986件となっています。

1048

986

462

561

585

499

1. 区役所・局等別の受付件数

同種案件を１件と計上した場合、令和２年度の受付件数上位の区役所・局等は、経済戦略局、福祉局、教育委員会事務局・学校園（注）、平野区役所、総務局、健康局の順となっています。

（注）学校園とは、学校及び幼稚園のことをいいます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：件）

|  |  |
| --- | --- |
| 所　　　　　属 | 合　計 |
| 経済戦略局 | ※192 |
| 福祉局 | 115 |
| 教育委員会事務局 | 88 |
| 平野区役所 | 63 |
| 総務局 | 51 |
| 健康局 | 46 |
| 副首都推進局 | 43 |
| 財政局 | 34 |
| 市民局 | 32 |
| 環境局 | 30 |
| その他の局等等 | 185 |
| その他の区役所 | 193 |
| 分類できないもの | 155 |
| 合計 | 1,227 |

（注）１件の通報で複数の区役所、局等に関係するものがあるため、986件とは一致しません。

※新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく飲食店への要請に関する通報等を含みます。

1. 類型別の分類及び推移

公益通報の内容については、大きく分けて、市職員の喫煙や勤務態度不良、車通勤、副業などの「服務規律に関する指摘」と、情報や公金・物品の取扱い、業務上の市民対応などの「業務に関する指摘」があり、令和２年度は、「服務規律に関する指摘」が97件、8.0 ％、「業務に関する指摘」が478件、39.3％となっています。

令和元年度との比較では、「服務規律に関する指摘」が１件減少し、「業務に関する指摘」は、192件増加しています。

その他、パワーハラスメント等の「職員間の関係に関する指摘」の増減はなく、制度等への意見、審議結果に対する意見等の「その他」の分類は390件増加していますが、令和２年度については、「その他」に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく飲食店への要請に関する通報等が含まれていることにより、大幅に増加したことによるものです。



・服務規律に関する指摘

勤務態度不良等が令和元年度と比較で増加していますが、全体的にはおおむね横ばいでした。



・業務に関する指摘

平成30年度、令和元年度との比較で、大幅に増加しています。

市民対応に関する指摘は、令和元年度との比較では120件の増加であり、市営住宅関係や業務の不作為を含むその他業務関係は78件の増加でした。



・件数上位の区役所・局等における状況

全体的に増加していますが、令和２年度については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく飲食店への要請に関する通報等を含んでいるためです。

服務規律

その他（教育関係含む）

業務

福祉局

２年度

２年度

２年度

２年度

**(ⅱ)　公益通報の処理状況**

２年度

元年度

元年度

元年度

教育委員会

事務局・学校園

元年度

２年度

元年度

元年度

平野区役所

（教育関係63）

（教育関係45）

総務局

健康局

経済戦略局

令和元年度末時点で処理が完了していなかった継続件数73件及び令和２年度の受付等件数1,048件の計1,121件に対して、処理が完了した件数が958件であり、翌年度へ処理を継続した件数は163件となりました。

前年度からの継続件数　　73件（前年度74件、１件減）

受付件数　　　　　　　　1,048件（前年度585件、 463件増）

通報によらない案件数　　 0件（前年度１件、１件減）

処理件数　　　　　　　　958件（前年度587件、371件増）

次年度への継続件数　　　 163件（前年度73件、90件増）

処理済み案件958件のうち調査実施案件が61件（6.4％）、調査を実施しないこととした案件が897件（93.6％）となっています。調査を実施しないこととした案件のうち138件（14.4％）は、職員の服務規律に関する指摘など、委員会で調査結果等を詳細に確認するよりも、第一義的には区役所・局等において事実確認や必要な是正措置をとるなど適切に対処するべき事案となっています。



調査不実施（93.6％）

職務執行以外の指摘や具体性が乏しい事業等

調査実施

令和２年度への継続件数

第一義的には

所属において

対処すべき事案

（6.4％）

）

（14.4％）

）

（79.2％）

）

処理等件数

受付等件数

調査実施案件61件のうち16件（26.2％）で違法又は不適正な事実が認められました。また、8件（13.1％）で不適切な事実が認められました。

いずれかの事実が認められた案件のうち、業務に関する事実が11件（42.3％）、学校特有の事業等に係る教育関係の業務に関する事実が９件（34.6％）となっています。



（42.3％）

(34.6％）

人事制度

業務

服務規律

教育関係

（計：26件）

※複数の項目について事実が認められた案件あり

（計：61件）

（60.7％）

（13.1％）

（26.2％）

不適切あり

違法・不適正・不適切なし

違法・不適正ありri

**イ　委員会による勧告及び意見書の提出**

違法又は不適正な事実があると認められた案件について是正等の措置の内容が不十分であると委員会が認めるとき等は、委員会から大阪市の機関（大阪市の執行機関、消防長、水道局長等）に対し勧告が行われることがあります。

また、案件の内容により、委員会から大阪市の機関に対し、意見書が提出されることがあります。

なお、委員会が必要であると判断した場合、その内容を報道発表しています。

**《令和２年度の状況》**

勧告が行われたもの　　　　　０件

意見書が提出されたもの　　　０件

**ウ　警察官経験者の配置**

公益通報に係る調査等をより効果的なものにするため、大阪府警察本部（以下「大阪府警」といいます。）の警察官経験者を会計年度任用職員として総務局監察部（以下「監察部」といいます。）に配置しています。

**【令和２年度の取組内容に対する評価】**

○　通報件数が増加している状況であり、処理の進捗管理を適正に行ってきましたが、次年度へ処理を継続した件数は令和２年度末は163件であり、令和元年度末の73件から増加しています。

また、違法又は不適正な事実が認められた案件が16件ありましたが、これらについては是正・再発防止の措置がとられていることを確認しており、このことから、公益通報が公正な職務の執行に寄与しているといえます。

**【今後の課題】**

○　制度の実効性を確保するため、引き続き委員会における調査審議について、公正性を確保しつつ、迅速化が必要です。

○　「市民対応に関する指摘」は依然として多く寄せられており、各所属において引き続き丁寧かつ円滑な応対を徹底することが必要です。

「服務規律に関する指摘」については、全体として通報件数が減少していますが、各所属において引き続き必要な取組を継続する必要があります。

**(2)　不当要求行為への対応（資料２・３・４・５参照）**

**ア　条例に基づく不当要求行為への対応**

大阪市では、条例の規定により、大阪市職員に対する不当要求行為（注）があった場合は、速やかに委員会に報告することになっています。

**《令和２年度の取組内容》**

条例に基づく不当要求行為に係る報告件数：１件

**イ　大阪府警と連携した取組**

**(ⅰ)**職員が行政対象暴力に対応するために必要な知識と技術を習得することを目的として、大阪府警から派遣された警察官を中心に、ロールプレイング方式、グループ討議方式による「行政対象暴力対応研修」を実施しています。（資料２参照）

**《令和２年度の取組内容》**

実施した区役所・局等：区役所（都島区・中央区・西区・港区・浪速区・東淀川区・東成区・城東区・西成区）、政策企画室、財政局、契約管財局、都市計画局、福祉局、健康局、環境局、都市整備局、消防局、教育委員会事務局

実施回数：15回

参加人数：295名

**(ⅱ)**　大阪府警の協力を得て、全庁的な組織として「大阪市行政対象暴力対策連絡協議会」を設置するとともに、同協議会に「区役所部会」、「契約部会」及び「生活保護部会」を設置しています。（資料３・４参照）

**(ⅲ)**大阪市が設置する公の施設の利用者をはじめとする市民の安全・安心に資することを目的として、大阪府警と「大阪市が設置する公の施設からの暴力団排除に関する覚書」を締結し、公の施設からの暴力団の利益となる使用を排除する取組を実施しています。（資料５参照）

（注）不当要求行為とは、「脅迫、威圧的な言動、暴言、けん騒その他の不穏当な言動により、又はその地位を利用し、若しくはその権限に基づく影響力を行使して、本市職員に対し、不適正にその職務上の行為をし、又はしないことを求める行為その他の不正な手段によって本市職員の公正な職務の執行を妨げる行為」をいいます。（条例第２条第９項）

**【令和２年度の取組内容に対する評価】**

○　行政対象暴力対応研修については、受講者へのアンケートの結果、「不当要求事例のロールプレイングが良かった」との回答割合が87％であり、実践的な内容であったとの評価が得られていることから、有効な取組であったと考えています。

**【今後の課題】**

〇　今年度、本市機関から条例に基づく委員会への不当要求行為に係る報告が１件あり、ここ数年、毎年委員会へ同報告が行われています。（運用状況参照）

不当要求行為に対する取組として、これまで実際に起こり得る不当要求場面を想定した研修を実施してきましたが、今後は、本市機関からの報告に即したテーマに絞るなど、より効果的な研修を行っていく必要があると考えています。

**(3)　職員のコンプライアンス意識の向上のための取組（資料６参照）**

職員のコンプライアンス意識を向上・定着させるため、コンプライアンス研修や情報発信等の取組を実施しています。

**《令和２年度の取組内容》**

業務に関する法令・ルール・マニュアル・作業手順書等を再認識し、自分の業務を振り返ることにより、コンプライアンスは自分の業務と関係があることを知ることで、コンプライアンス意識の向上とコンプライアンス違反を発生させないための取組を促進する観点から、各種の取組を体系的に実施しました。

**ア　コンプライアンス研修の実施**

職員のコンプライアンス知識の習得・定着のため、各階層に応じた内容で、コンプライアンス研修を実施しました。

**(ⅰ)　ｅラーニング研修**

課長級及び課長代理級の全職員を対象に、職場の管理監督者として必要なコンプライアンスに関する知識の習得のため、ｅラーニング型の研修を実施しました。

実施期間：令和２年９月１日～10月２日

受講者数：2,033名

**(ⅱ)　職場コンプライアンス研修**

係長級及び係員の全職員を対象に、全区役所・局等が主体となって、職場の実態に応じた研修を実施しました。研修では、ｅラーニング教材や上司からのコンプライアンスメッセージを活用しました。

実施期間：令和２年８月31日～12月28日

受講者数：16,128名

**(ⅲ)　コンプライアンス担当者研修**

区役所・局等においてコンプライアンス事務を担当する職員（以下「コンプライアンス担当者」といいます。）を対象に、公益通報制度の理解と処理能力の向上等を目的として、研修を実施しました。

実施日：令和２年９月４日・９日

受講者数：44名

**イ　コンプライアンス推進強化月間の取組**

９月を「コンプライアンス推進強化月間」とし、全区役所・局等において、職場等の実態に応じた各種の取組を、集中的に実施しました。

実施内容

・区長・局長等からのトップメッセージの発信

・区役所・局等における独自の取組（コンプライアンスチェックシート、過去の職員アンケート結果の分析、区長・局長等による職場巡視、区長・局長等と若手職員との意見交換会、区役所・局等の課題に応じたコンプライアンス研修など）

**ウ　職員等への情報発信・周知**

職員のコンプライアンス意識の向上・定着を促すため、大阪市のコンプライアンス確保に関する情報発信に取り組みました。

**(ⅰ)　コンプライアンス・ニュースの発行**

全職員に対してコンプライアンスに関するタイムリーな情報や全職員で共有すべき具体的事案に関する情報を発信することにより、職員一人ひとりがコンプライアンスについて考えるきっかけを提供するため、「コンプライアンス・ニュース」を発行し、庁内ポータルに掲載しました。

発行実績：２回

**(ⅱ)　コンプライアンスハンドブックの共有**

全職員が大阪市におけるコンプライアンスの考え方を理解できるよう「コンプライアンスハンドブック」を共有しています。

**(4)　コンプライアンスに関するアンケートの実施（資料７参照）**

年度中に実施したコンプライアンス確保に関する取組の効果測定のため、アンケートを実施しています。

**《令和２年度の取組内容》**

職員のコンプライアンス意識の現状や令和２年度中に実施したコンプライアンス確保に関する取組の効果測定のため、職員に対するアンケートを実施しました。

**ア　職員アンケート**

対象者：全職員

実施時期：令和２年12月14日～令和３年１月29日

実施方法：アンケート用紙の配付等により実施

回答者数：22,310名

**イ　コンプライアンス担当者アンケート**

対象者：コンプライアンス担当者

実施時期：令和３年１月４日～１月15日

実施方法：アンケートシステムにより実施

回答者数：132名

**ウ　アンケートの経年比較（参考）**

【職員アンケート結果①】

あなたは大阪市職員に求められる「コンプライアンス」という言葉の意味をどのように理解していますか？

わからない

法令を遵守すること

法令遵守だけでなく、

市民（社会）の期待・要請に応えること

【職員アンケート結果②】

あなたは、日々の業務を執行するにあたって、「コンプライアンス」を意識していますか？

特に意識していない

意識している

【職員アンケート結果③】

　　あなたの直属の上司が日々の業務において「コンプライアンス」を意識していると思いますか？

そう思わない

そう思う

【職員アンケート結果④】

あなたの直属の上司から「コンプライアンス」に関する考えや方針を聞いたことがありますか？

ない

ある

【令和２年度の取組内容の評価】

〇　職員アンケートで大阪市職員に求められる「コンプライアンス」という言葉の意味を正しく理解している職員の割合は、令和２年度は93.3％であり、令和元年度の92.7と比較して0.6％増加しています。

また、「日々の業務を執行するにあたって、『コンプライアンス』を意識している」と回答した職員の割合は、令和２年度は99.5%であり、令和元年度の99.4％と比較して0.1％増加しています。

上記のことから、これまでのコンプライアンス確保のための各種取組に一定の効果があり、職員のコンプライアンス意識は概ね浸透してきたと考えられます。

〇　「上司が日々の業務においてコンプライアンスを意識していると思う」と回答した職員の割合は、令和２年度は97.5％であり、令和元年度の97.2％と比較して0.3％増加しています。また、「上司からコンプライアンスに関する考えや方針を聞いたことがある」と回答した職員の割合は、令和２年度は94.6％であり、令和元年度の94.9％と比較して0.3％減少していました。

コンプライアンス違反を減少させるには、上司から部下職員に対して、コンプライアンスに関する考えや方針等のメッセージを発信することが大きく影響を及ぼすとの考えから、各所属において、所属長からのコンプライアンスメッセージの発信や、課長・課長代理級が講師となり職場コンプライアンス研修の実施を依頼してきましたが、これらの活動により一定の効果が出ていると考えます。

【今後の課題】

〇　課長・課長代理級が講師となり実施している職場コンプライアンス研修等を効果的に行うために、本市における不適切事例等の情報提供を継続的に実施していくことが必要であると考えます。

〇　職員アンケートの結果において、多くの職員が「日々の業務を執行するにあたって、『コンプライアンス』を意識している」と回答しているにもかかわらず、本市においてコンプライアンス違反が依然として発生していることから、コンプライアンス違反が発生した原因の分析や再発防止等の対応策を検討し、これらの分析結果や対応策等を踏まえ、引き続きコンプライアンス確保に向けた取組を進めていくことが必要であると考えます。

**３　令和３年度の取組内容**

　　令和３年度は令和２年度の取組の枠組みを基本としつつ、各所属において効果的な取組を行えるよう情報提供を行い、本市職員における一層のコンプライアンス確保と意識の向上・定着を目指します。

**《公益通報制度の運用》**

○　公益通報案件の着実な処理

通報件数が増加傾向である中で公益通報制度の実効性を確保するため、監察部における処理手順等を体系的に整理してこれに基づいた効率的な処理を行うとともに、区役所・局等の調査能力の向上を支援することにより、委員会の審議を充実・迅速化します。

**《不当要求行為への対応》**

○　不当要求行為対応等の認知率向上

大阪市や職員に対して不当要求行為等があった場合に適切に対処できるよう、機会をとらえて対処方法や未然防止策を周知するとともに、行政対象暴力対応研修については、内容の充実に取り組みます。

**《職員のコンプライアンス意識の向上》**

* 上司の役割を意識した取組の推進

各職場において上司が適切なリーダーシップを発揮し、コンプライアンス確保を効果的に進められるよう、局部長級をはじめとする階層別のコンプライアンス研修を実施するとともに、上司から部下職員への効果的なメッセージの発信に取り組み、さらなる職員のコンプライアンス意識の向上を目指します。

* 職場等の実態に応じた取組の推進

区役所・局等が職場等の実態に応じた主体的な取組を実施できるよう、全職員で共有すべき情報の効果的な発信や区役所・局等における効果的な取組の促進、研修用資料の提供など、監察部から区役所・局等への支援を充実します。